

## 公立大学法人都留文科大学中期計画(案)

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
(1)	教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
①	学士課程の目標を達成するための具体的方策	1
②	専攻科の目標を達成するための具体的方策	1
③	修士課程の目標を達成するための具体的方策	2
(2)	教育内容等に関する目標を達成するための措置	2
1)	学士課程	2
①	アドミッションポリシーに関する目標を達成するための具体的方策	2
②	教育課程に関する具体的方策	2
③	教育方法に関する具体的方策	4
2)	専攻科	4
①	アドミッションポリシーに関する目標を達成するための具体的方策	4
②	教育課程に関する具体的方策	4
③	教育方法に関する具体的方策	4
3)	修士課程	5
①	アドミッションポリシーに関する目標を達成するための具体的方策	5
②	教育課程に関する具体的方策	5
③	教育方法に関する具体的方策	5
(3)	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	6
①	教員の配置に関する具体的方策	6
②	教育環境の整備に関する具体的方策	6
③	教育の質の改善、教育研究システムの改善に関する具体的方策	7
(4)	学生への支援に関する目標を達成するための措置	7
①	学習相談、生活相談等の組織的対応に関する具体的方策	7
②	就職支援等に関する具体的方策	8
③	経済的支援に関する具体的方策	8
④	卒業後の学生に対する支援に関する具体的方策	9
2	研究に関する目標を達成するための措置	9
(1)	研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	9
①	目指すべき研究の方向性	9
②	大学としての重点的に取り組む領域	9
③	成果の社会への還元に関する具体的方策	9
④	研究水準・成果の検証に関する具体的方策	10
(2)	研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	10
①	研究者等の適切な配置に関する具体的方策	10
②	研究環境の整備に関する具体的方策	10
3	社会貢献に関する目標を達成するための措置	10
(1)	教育機関との連携に関する具体的方策	10
(2)	地域社会との連携に関する具体的方策	11
(3)	国際交流の推進に関する具体的方策	11
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	12
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	12

3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	12
4	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	13
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	13
1	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	13
2	授業料等納付金に関する目標を達成するための措置	13
3	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	14
4	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	14
IV	自己点検・評価及び該当状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	14
(1)	自己点検・評価方法の改善に関する具体的方策	14
(2)	評価結果を大学の運営の改善に活用するための具体的方策	14
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	15
V	その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置	15
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	15
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	15
VI	予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	16
1	予算	16
(1)	平成21年度～26年度 予算	16
(2)	運営交付金算定ルール	16
2	収支計画	17
3	資金計画	17
VII	短期借入金の限度額	17
1	短期借入金の限度額	17
2	想定される理由	17
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	17
IX	剰余金の使途	17
X	市の規則で定める業務運営に関する事項	17
1	施設及び設備に関する計画	17
2	積立金の使途	17
3	その他法人の業務運営に関し必要な事項	17
	【用語の解説】	18

# 公立大学法人都留文科大学中期計画（案）

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

##### ① 学士課程の目標を達成するための具体的方策

###### (実践的・総合的能力の育成)

ア 学生に自分の専門分野を中心として、他分野でも発展可能な基盤教育を行い、在学中、さらに大学卒業後に必要とされる知識・分析力・企画能力・職業倫理を身につけさせる。

イ 現実的な課題に対応できるよう、地域に学ぶことを重視し、地域社会を始め、学生を取巻く様々な問題を身近な問題としてとらえ、自主的に解決できるような実践的・総合的な教育を充実する。

ウ 各種支援プロジェクト※<sub>1</sub>において質の高い成果が得られるよう、積極的な教育研究活動に努める。

エ 各学科を通し、基礎学力の充実を図るとともに、学際的な視点で豊かな教養と人間性を高め、実社会の中での課題解決能力を磨く。

オ 学生の実践的・社会的コミュニケーション能力の育成を図る。

###### (教員養成に向けた取組み)

カ 教員としての高い資質力を現場へ輩出するため、実践的指導力につながる体系的・総合的な教員養成プログラムの開発を検討する。

キ 「教員養成改革モデル事業※<sub>1-1</sub>」への取組みをさらに充実させ、有効な成果として実践現場に還元する。

###### (キャリア形成支援の充実)

ク キャリア開発講座や インターンシップ※<sub>2</sub>等キャリア形成支援の更なる充実を目指し、組織的な取り組み及び教育環境について整備充実を図る。

###### (卒業後の人材に向けた取組み)

ケ 卒業生の就職後の意識調査（教員であれば現状の問題等）等の実態調査を平成21年度より行い、その結果を分析し今後の目標達成への取り組みに反映していく。

##### ② 専攻科の目標を達成するための具体的方策

###### (学校教育学の教授)

ア 初等教育学科における教育研究の基礎の上に、特に学校教育学を中心に教育学に関する専門的な事項を教授し、その研究を指導する。

###### (教員採用への取組み)

イ 育成した人材については教員を志望するものがほとんどであるところから、教員志望者

の全員採用を目指した指導体制を充実させる。

### ③ 修士課程の目標を達成するための具体的方策

#### (教育研究組織の見直し)

ア 現代社会の多様な課題に応えうる人材を育成するため教育研究組織全体の不断の見直しを図る。

#### (地域社会の教育への寄与)

イ 県下の教育現場と連携した教育研究活動を促進して、地域社会の教育活動への寄与を図る。

#### (多様な研究形態の提供と新たな教育研究体制への取組み)

ウ 学部を卒業したての頭脳と、教育の世界や一般の社会で経験を積んだ人々の叡知とが互いに啓発しあう知的刺激に満ちた環境として、さらには、留学や研究生制度の充実により、多様な研究形態を提供する。

エ 学部教育との連携を図り教育研究体制に有効に活用する。

#### (社会のニーズにあった教育課程、教育研究体制への取組み)

オ 高度専門職業人として、また研究者として学生が必要とする能力を育成するため、教育研究の本質を見失うことなく社会のニーズにあった教育課程及び教育研究体制を検討、改善する。

## (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

### 1) 学士課程

#### ① アドミッションポリシー※3に関する具体的方策

##### (広報活動の強化)

ア 全国の高校訪問、出前講座、オープンキャンパス※4、学生メッセージャー※5など幅広い取り組みを通じ、都留文科大学の魅力を県内外の受験生に伝える。

イ 学生の受け入れ方針、教育方針と実践及び成果に関して大学案内などの広報誌やホームページなどの各種媒体を通じて公表し、周知を図る。

ウ 本学への留学を志望する外国人学生への広報活動を強化する。

##### (入試体制、方法の充実)

エ 社会情勢や受験者の意識等を分析した上で、時代に対応した入試方法や体制の更なる充実を図る。

#### ② 教育課程に関する具体的方策

##### (特色あるカリキュラムの充実)

ア 各学科ともそのアイデンティティを發揮し、それぞれの学科の特質を備えた学生の育成を目標とした特色あるカリキュラムの策定をする。

- イ 文学部5学科の関連性を活かした柔軟な教育システムの構築を目指す。
- ウ 外国語教育を効果的・実践的なものとするため、外国語科目の開講形態および授業内容の改善に努める。
- エ 就職に役立つ実践的なカリキュラムを更に充実させる。
- オ ジェンダー研究プログラム※6の充実に努める。
- カ 各種支援プロジェクトの更なる充実を図る。

#### (カリキュラムの見直し)

- キ 学生の基礎的能力（人間的魅力を含めた）を高めるため、教養教育の充実に努めるとともに、その教育効果を把握しカリキュラムを柔軟に見直す。
- ク カリキュラムは常に総合性と専門性のバランスがとれた系統的なものとなるよう点検・評価を実施し見直し、時代の要請に応じた内容が提供できるよう努める。

#### (各学科の取組み)

##### 【初等教育学科】

第1に子どもの発育・発達や学校の機能についての研究、第2に諸科学や芸術・スポーツ等の文化そのものについての研究、第3に子どもと文化をつなぐ教育方法や授業についての研究という3分野の研究領域を充実させ、広い視野と豊かな教養及び人間性と高い授業技術を身につけた教育のエキスパートの養成を目指す。

広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、併せて高い見識と広い視野を持つ有能な社会人及び教育者たるべき人材の育成を目指す。

##### 【国文学科】

日本の言語や文学に関する専門知識の習得を主目標とし、専門性に裏打ちされた多様かつ柔軟な人材の育成を目指す。

##### 【英文学科】

コミュニケーションの手段としての英語運用能力を持ち、かつ英語圏を中心とした文学言語・文化の専門知識を身につけた人材の育成を目指す。

##### 【社会学科】

###### [現代社会専攻]

学生にとって適切な現代社会認識が可能となるような科目群の配列により「現代」という時代が掲げる問題群に「現代社会と市民文化」および「現代社会と制度・政策」の領域から迫り、人間の生き方とそれを支える社会構造の深く広い知識の獲得により、現代の課題に広い視野から創造的に挑む人材の育成を目指す。

###### [環境・コミュニティ創造専攻]

環境と地域コミュニティに対する専門的知識を背景に、地域の問題を発見する感性と観察力を持ち、理論的な分析力と問題解決に向け社会をコーディネートする技術を身につけた人材の育成を目指す。

## 【比較文化学科】

日本ならびに世界各地の文化や社会の成り立ちに関する深い理解と現代社会に対する批判的な分析を関連づけながら、さまざまな文化や社会を、比較と関係の視点から学際的に探求し、英語をはじめとした外国語の運用能力の充実、あらゆる分野・レベルで文化観、社会観の相互の理解と交流を図り、よりよい関係を創りだしてゆける人材の育成を目指す。

### ③教育方法に関する具体的方策

#### (自学自習用教材の開発)

ア 社会や経済の動向を踏まえた教科書・教材、多様なメディアを活用した自学自習用教材の導入・開発を含めた教育改善に努める。

#### (実効性のある シラバス※7への取組み)

イ 教員側の教授方法と授業内容、学生側にあっては履修姿勢と勉学方法の双方に向けて多大な効果を挙げるシラバスについては、授業評価の進展に応じて、さらに実効性のあるものとする。

#### (地域社会との連携による教育内容の展開)

ウ 地域社会を実践的教育環境の場として考え、フィールドワークなどを積極的に取り入れる中で、人々とのコミュニケーション実践の場の確立など、地域社会との連携を有効活用できる教育内容を検討し実践する。

## 2) 専攻科

### ①アドミッションポリシーに関する具体的方策

#### (広報活動の強化)

ア 本大学の特色でもある専攻科をさらに充実させることにより、その魅力を十分に周知させる。

#### (募集手段の検討)

イ 学内外を問わずアドミッションポリシーにあった学生を広く募集するための有効な手段を検討する。

### ②教育課程に関する具体的方策

#### (実践的教育学への関心が高められるためのカリキュラムの充実)

ア カリキュラムは、学校教育の内容と方法の研究に力点を置き、市内小中学校など学校現場での交流や、近隣の小学校や障害児教育の現場等への見学等広い視野に立って、教育学への実践的な関心が高められるよう努める。

### ③教育方法に関する具体的方策

#### (学習意欲に結びつく教育内容の推進)

ア 教育実践の教育研究を機軸に据え、学校で行われる教育内容・方法を学習の主体である子どもとの接点のもとに研究する。

イ 専攻科生の学習意欲に有益に結びつく教育内容を推進する。

### 3) 修士課程

#### ① アドミッションポリシーに関する具体的方策

##### (広報活動の強化)

ア ホームページでの入学案内の充実、社会人向けの近隣市町村教育委員会を通じての広報活動、他大学への全国的規模での案内の送付、大学院入試案内誌への掲載等広報活動の充実を図り、定員の確保に努める。

イ 本専攻の特色のある教授法を現職教員、及び他大学の卒業生や留学生にも広報活動を広め、現職教員については教員の研修制度に絡める中で新たな募集対象を募る。

##### (様々な就学者に配慮した入試方法への取組み)

ウ 社会人や留学生など様々な修学背景を持つ志願者に対応するため、入学試験の方法を更に検討し整備していくとともに、その受け入れから修了にいたるまで、十分な配慮を払った教育体系を実施するように努める。

エ 学生の安定した確保に努めるべく、大学院の教育研究体制を常に見直し検討する。

#### ② 教育課程に関する具体的方策

##### (適切な履修指導)

ア 「学術の理論及び応用を教授・研究し、その奥底を究めて文化の発展に寄与する事を目的とする」とした本大学院の目的に沿って適切な履修指導を行う。

##### (独自性を持たせたカリキュラムの改善)

イ 大学院生の自主性と各専攻の特色を重んじ、履修科目群の設定、履修方法について独自性を持たせながら常にカリキュラムの改善に向け検討していく。

##### (現職教員に対する効果的指導体制への取組み)

ウ 現職教員に対するカリキュラムについては、主に実践的問題に対応できうる科目を検討し、その修学状況を考慮し、できる限り効果的な指導体制をとる。

#### ③ 教育方法に関する具体的方策

##### (TA, RAの有効活用)

ア TA (Teaching Assistant : 授業補助者) 制度 ※8の一層の推進を図り、学部学生との交流を深める中で自らの知識の確認や社会性及び指導力の養成を行う。

イ RA (Research Assistant) 制度 ※9の導入 (平成22年度) により学生の研究遂行能力を育成する。

##### (研究内容、研究方法の改善)

ウ 修了生からの意見やHP等を通じて教職現場での必要な研究内容等を調査し、常に研究内容や研究方法を改善していく。

#### (新たな教育方法の開拓)

エ 留学制度や通信制など実現可能な新たな教育方法を開拓する。

### (3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### ① 教職員の配置に関する具体的方策

##### (機能的教育研究組織の構築)

ア 各学科の特色にあった適切な教員やT Aの配置体制を不断に検討し、機能的な教育研究組織の構成を図る。

##### (効果的カリキュラム構築への取組み)

イ 学部共通教育の更なる充実に向け、より効果的なカリキュラムの構築を図るため、全学的な運営組織機能の向上を図る。

##### (教育研究指導内容に応じた教職員の確保)

ウ 民間企業、行政機関及び各種団体などから積極的に講師の派遣を求め、教育研究指導の一層の充実を図る。

エ 学生の支援体制については専門職員等の配置を充実させ、様々な状況に応じきめ細やかな対応ができるよう配慮する。

##### (教員免許更新制<sup>※10</sup>に向けた受講体制の整備)

オ 教員免許更新制の実施に向け組織的に検討し、実施体制の早期充実を図ると共に、常に実施体制や制度の検証を図りつつ受講者のニーズに応じたきめ細かい受講体制の整備に努める。

#### ② 教育環境の整備に関する具体的方策

##### (施設の有効活用に向けた取組み)

ア 大学の教育研究機関の中核としての附属図書館の更なる充実、また情報センターをはじめとする既存の各種センターの充実を図り、その有効活用について常に研究し実践的教育研究の場として活用の活性化を図る。

##### (各種教育研究内容の充実に向けた教育環境の整備)

イ ジェンダー教育の充実のため、その教育研究体制の更なる整備を図る。

ウ 各種教材(オンライン教材を含む)を拡充し、学生の自習環境の整備充実を図る。

##### (エクステンション・センター<sup>※11</sup>設立に向けた取組み)

エ 大学の特性を生かした教育体制を整えるべく、生涯学習の場としてのエクステンショ

ン・センターの施設設備の計画的整備にあたる。

#### (国際社会で活躍できる人材育成のための環境整備)

オ 共通外国語科目の運営及びその内容の充実を目的とする 外国語教育研究センター※12の人員・設備の充実を図り、外国語教育の理念・方法に関する各種研究会を継続的に開催する。

カ 国際化社会における本学の使命を果たすため、国際交流・留学センターや、国際交流を学問的に研究する部署の設立も含めた、幅広い環境整備の可能性を検討する。

キ 現行のアメリカ・カナダ・中国の大学との交換留学・認定留学※13、海外語学研修プログラムなどの拡充を図る。

ク 異文化を体験し広い視野から研究を進めることができるよう、既存のプログラムの他に、新たな大学に関しても、交換留学・認定留学、海外語学研修プログラムなどの推進を図る。

#### (交流事業のためのサポート体制の整備)

ケ 学生それぞれの留学希望に対するサポート体制の充実に努める。

コ 全学の海外研修を把握し、専門家の意見を取り入れた危機管理体制の整備・充実に努める。

### ③ 教育の質の改善、教育研究システムの改善に関する具体的方策

#### (柔軟な教育研究システムの構築)

ア 学士課程、専攻科、修士課程の連携を強め柔軟な教育研究システムの構築に努める。

#### (学際的プログラムの充実)

イ 学科を越えた学際的プログラムの充実に努める。

#### (適正な自己点検・自己評価システムの構築)

ウ 全開講科目の授業評価の実施に努め、自己点検・評価の適切な調査システムの構築に向け一層の充実を図るとともに、教員、学生双方に対して授業内容の改善、活性化を醸成する措置として、調査結果を有効に活用するシステム構築に向け全学的に取り組む。

エ FD (ファカルティ・ディベロップメント)※14委員会を中心に平成22年度の完全実施を目指しその有効活用に向け意識の向上を図る。

#### (成績評価方法と評価基準の指針の確立)

オ 学生の勉学意欲の向上に資することも念頭において、成績の評価方法と評価基準に統一的な指針の構築がなされるべく、関係組織での審議を推進する。

### (4) 学生支援に関する目標を達成するための措置

#### ① 学習相談、生活相談等の組織的対応に関する具体的方策

##### (学生ニーズの把握)

ア 学生の意見収集の場をホームページやオリエンテーションなどの形で設け、学生生活に

対する要望等を把握し、大学運営に活かす。

#### (相談体制の充実)

イ 不登校学生への対応を幅広く検討し、カウンセリング専門職員など適切な人材確保に努めるとともに、学生生活における諸問題の解決に向け早期に対応できる体制を整える。

ウ 学生の勉学上、生活上、健康上、就職上の悩みや相談に対応するため、人事体制及び施設整備等、相談体制の更なる充実を図る。

エ 保健管理室のセンター化について検討する。

オ 障害・疾病のある学生に対し、ソフト・ハード両面での支援のための取組を推進する。

カ 留学生の相談窓口の充実等、サポート体制を整備する。

キ 学内でのハラスメント等を含めた人権侵害全般の防止に関わる相談体制の更なる改善を図る。

ク 履修指導の徹底を図るため、相談体制の整備を図る。

#### (学生への地域情報の発信)

ケ 地域に密着した大学としての環境整備の一環として、地域情報を周知させる事により学生生活を支援するため、学生の憩いの場を通じた情報提供の場の検討、大学HPの充実を図る。

### ② 就職支援等に関する具体的方策

#### (キャリア形成支援の充実)

ア 教員採用対策、公務員採用対策、民間企業採用対策等の講座及びキャリア開発教育を学内において実施する。

イ 企業などへのインターンシップの実施など幅広い取り組みを進め、就職率のアップを目指し、学生の就職活動の支援を充実する。

#### (同窓会等との連携)

ウ 就職支援のため本学の後援会や各同窓会支部との連携及び組織強化を図る。

#### (キャリアサポートセンター設立への取組み)

エ キャリア開発講座やインターンシップ等キャリア形成支援の更なる充実を目指し、組織的な取り組み及びキャリアサポート室のセンター化等環境体制について早期整備充実を図る。

#### (卒業後の学生に対する調査)

オ 卒業生の就職後の意識調査（教員であれば現状の問題等）や意見を聞き教育の成果や効果を明らかにし、今後の目標達成への取り組み体制に活用していく。

### ③ 経済的支援に関する具体的方策

#### (経済的支援体制の充実)

- ア 新たな奨学資金の獲得に努め、経済的な支援体制を整備する。
- イ 授業料、入学金について減免制度の改善を図る。
- ウ 大学院生の経済的自立を支援するため、TA及びRA制度の拡充を検討する。

#### ④ 卒業後の学生に対する支援に関する具体的方策

##### (卒業生に対する相談窓口の開設)

- ア 就職後、または教員採用後（期間採用者、臨時採用者を含む）社会に出てから様々な問題を抱える卒業生に対し、平成21年度より相談窓口を開設し個々の能力を十分に発揮できるよう相談体制を整備する。

##### (同窓会との連携)

- イ 同窓会とのつながりを充実させ、卒業生として互いの交流を図りつつ、そのネットワークを生かし、卒業生個々の更なる能力の向上に努めることを目的として支援体制を整える。

##### (卒業生への情報の発信)

- ウ 卒業生に対する大学、および地域情報の発信の方針と方法を平成21年度より検討し、早期に実施する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ① 目指すべき研究の方向性

##### (現代社会における諸問題の解明と解決)

- ア 現代社会における人間・社会のあり方に関わる諸問題の解明と解決を目指して、各研究者が多様な学問分野において基礎的・実践的な研究を行う。

#### ② 大学としての重点的に取り組む領域

##### (先進的・創造的研究成果の輩出)

- ア 各学科の特性を生かし、先進的・創造的な研究成果を生み出すことを重視する。また、学科横断的な研究も推進する。

#### ③ 成果の社会への還元に関する具体的方策

##### (研究成果の公表)

- ア 学術論文や書籍等の刊行物による研究成果の公表を積極的に行う。

##### (地域社会への助言と提唱)

- イ 研究成果をふまえた社会的な提言や地域社会への助言等を奨励する。

##### (成果の還元に対するシステム整備)

- ウ 大学として社会的要請に組織的に対応するシステムを整備するための検討を行う。

#### ④ 研究水準・成果の検証に関する具体的方策

##### (実践現場との連携)

ア 研究成果に対するフィードバックを促すために、各専門分野における実践現場との連携を強化する。

##### (研究交流の拡大)

イ 研究集会、シンポジウム等により研究交流の質的・量的な拡大を目指す。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

#### ① 研究者等の適切な配置に関する具体的方策

##### (教員構成の見直し)

ア 学科における教員構成を適宜見直し、適正な配置になるよう改善を図る。

イ 大学院生によるRA制度を創設する(平成22年)。

#### ② 研究環境の整備に関する具体的方策

##### (適正な研究費配分の実施)

ア 適正な研究費配分のためのシステムの整備及び現行の学外研修制度の拡充を検討する。

イ 外部資金を活用した学内外での研究活動を奨励する。

##### (学内資産の効率的活用)

ウ 研究施設・設備備品等の学内資産については、研究活動と教育活動が有機的に連携できるようなあり方を再検討して、効率的な活用を促進する。

##### (研究への支援体制の整備)

エ 教員の研究能力の向上及び改善を図るための支援体制の整備を図る。

### 3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育機関との連携に関する具体的方策

##### (地域の教育機関と連携した実践教育の実施)

ア 市教育委員会、教育研修センターと連携し教員養成系大学としての知的資源を活用し、現代的課題に対応する教育相談の充実を図る。

イ 現職教員への公開講座等、教育力と資質を高めるための研修機会の積極的な提供と、実施内容の拡充と充実を図る。

ウ 地域を基盤とする新たな教師養成教育モデルの開発として位置づける 学生アシスタント・ティーチャー※15プログラムの充実に努め、この事業を通して大学と小中学校との協力・連携をさらに強めていく。

エ 学校インターンシップやボランティアを通じて授業などの学校現場活動に参加する。

オ 地域イントラネットを活用した小学校、中学校、高校との遠隔授業の充実に努める。

カ 出前講座を活性化し環境問題、英語教育等地域の小学校、中学校、高校へ知的財産としての積極的な能力の還元を図る。

#### (学校教育現場のニーズの把握)

- キ 大学は教育現場における課題や現職教員からの意見収集などを具体的な事案として、教育研究に有効的に活用する。
- ク 学校教育現場の意見を反映させるため、定期的に小学校、中学校、高校の現場教員等と意見交換ができるよう体制の充実を図る。

#### (教員免許更新制に向けた体制の充実)

- ケ 教員免許更新制の実施に向け組織的に検討し、教員として適切な人材の輩出ができるよう、講習内容、受け入れ体制等を十分に研究し、早期充実を図る。(平成21年度)。

### (2) 地域社会との連携に関する具体的方策

#### (多様な学び場の整備)

- ア 市民の多様な学びの場として多目的な機能を有する大学・地域連携拠点の整備を図る。

#### (生涯学習の機会の提供)

- イ 市民を対象とした生涯学習機会の提供、充実を積極的に図るとともに、市民ニーズを調査し、公開講座等の活性化を図る。
- ウ 市民を含む地域利用者の知的要求に応えられるよう、施設、所蔵図書資料、情報機器等の設備、調査・相談サービスを広く開放し、その教養形成、研究、学習を支援する。
- エ 大学施設を積極的に開放し、市民、学生、教員の交流を推進する。

#### (まちづくり事業への参画)

- オ 市民や企業等が行うまちづくり事業や、政策形成の場に積極的に参加し、市民と協働する中でその教育体制、支援体制の充実を図る。
- カ 教職員においては行政や市民との対話の場を設けるなど、市の実状の把握やまちづくり事業等に対する情報の収集に努める。

#### (学生の自主的地域貢献への支援)

- キ 学生が自主的な学習活動の一環として行う地域交流、地域貢献に関する支援体制の充実を図る。
- ク 学生の地域貢献活動の活性化に向けた地域情報の発信のための整備を図る。

### (3) 国際交流の推進に関する具体的方策

#### (国際交流の活性化のための取組み)

- ア 国際交流・留学センターや、国際交流を学問的に研究する部署の設立も含めた、幅広い環境整備の可能性を検討し、国際化社会における本学の使命を果たすよう努める。
- イ 私費外国人留学生を積極的に受け入れる。

#### (地域の国際化への寄与)

ウ 地域との連携を図りつつ市民レベルでの留学生支援など、地域の国際化の推進に寄与する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

#### (機動的な大学運営)

ア 法人経営の実施、時代に即した経営戦略の確立、及び教育研究活動の充実を図るため、各役職の業務分掌と権限を明確化する。また、その体制の整備については、全学的な組織力を持って柔軟に対応する。

イ 分野ごとに管理運営責任者を設置し、迅速かつ効率的な組織活動を推進する。

ウ 法人の組織運営を効率的・機動的に行うために教員と事務局職員との協力連携による一体的運営を図るため、体制を強化する。

#### (自主的・自律的な大学運営)

エ 魅力ある大学の構築を目指し、大学運営に関し学生や市民等への情報開示に努めるとともに、学生の意見を反映させるための仕組みの構築を検討する。

オ 国立大学や公立大学等他大学の現状を分析し、本大学における今後の制度改革に向けそのデータを有効活用できるよう、その組織体制の確立に努める。

カ 業務実績に対する評価結果や財務分析を翌年度以降の人員・予算の配分に適正に反映させる。

キ 教職員間の連携、情報の共有化を図り、大学運営の改善につなげるべく、各種評価・点検の実施により経営・教学について総合的な観点から分析する。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

#### (現代社会のニーズに対応した教育研究組織のあり方への取組み)

ア 社会の要求に対応した大学のあり方を点検する組織体制を確立する。

イ FDの活動に全学的に取り組みその有効活用により組織体制の不断の見直し、及び改善に努める。

### 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

#### (適正な定員管理)

ア 教員の採用については採用方針を明らかにし、目標にあった採用計画の策定を図るとともに、任用制度の透明化を図るため公募制とする。

イ 事務組織機能を充実させるため、学内外での研修の実施・活用により業務に精通した専門性の高い職員の育成を図るための育成方針を明確にするとともに、採用にあたっては目標に基づき効率的な人事配置となるよう採用計画を策定する。

ウ 質の高い教育研究機能を維持しつつ、適正な定数管理を実践する中で効率的・効果的人的資源の配分を行う。

#### (時代に即した人事制度・給与制度の確立)

- エ 優秀な人材の確保とその育成を常に志向し、時代に応じた人事制度となるように、不断の見直し及び改善に努める。
- オ 高度な専門的知識や経験を有する人材の確保を図るため、業務の特性に応じた多様な任用形態と給与制度を整備する。
- カ 教職員個々の業績に対し、教育研究活動の特殊性を十分に考慮し、多角的な視点から大学の実状にあった公平性、透明性を重視した客観的な人事評価制度の確立を図る。
- キ 地域貢献、産学連携等を推進するため、兼業・兼職制限の基準の緩和を図る。

#### (男女共同参画への配慮)

- ク 男女共同参画に配慮し、教職員等の男女比率の適正化に努める。

### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

#### (事務事業の点検)

- ア 効率的な運営、及び管理運営経費の節減のため事務業務の点検を行い、業務事業の見直しを進める。

#### (効率的、効果的事務処理への取組み)

- イ 人的資源を有効活用するため、事務事業の外部委託の可能性を検討し、可能なものは推進する。
- ウ 各種業務の集中化・電子化等により、事務処理の簡素化、効率化を図る。
- エ 各種事務事業にかかる業務マニュアルの作成や情報の共有化などにより、各組織の役割を明確化するとともに、組織間の連携強化により円滑な事務処理を図る。

### Ⅲ財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

##### (多様な収入源の拡大)

- ア 公開講座の授業料、施設使用料等、多様な収入源の拡大に向け検討する。
- イ 地域社会の要求に対応した専門分野での有料の講習・研修等の実施に向け、ニーズの調査現状分析等により有効な事業へと展開させる。
- ウ 各種団体からの委託業務の受託、地方公共団体等への研修プログラムの提供等、大学の知的財産の活用や施設の有効利用を図る。

##### (外部資金の獲得に係る情報の収集)

- エ 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策、大学経営戦略などについて、情報収集に努める。

#### 2 授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置

##### (学生納付金の設定)

- ア 授業料等学生納付金の額について社会情勢等の分析を行い適正な額の設定とする。

#### (収納体制の充実)

イ 口座振替の等収納状況等に配慮した収納体制の工夫を行う。

### 3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

#### (業務の合理化と簡素化)

ア 業務の徹底した合理化・簡素化により、経費の抑制を図る。

イ 効率的な運営、及び管理運営経費の節減のため事務業務の点検を行い、業務事業の見直しを進める。

ウ 費用対効果を考慮しながら外部委託を検討する。

エ 他大学(主に私立大学)との比較等により事務処理効率の改善を常に検討する。

#### (適正な定員管理と人的資源の配分)

オ 質の高い教育研究機能を維持しつつ、適切な定数管理を行う中で効率的・効果的的人的資源の配分を行う。

#### (経費の抑制に係る意識の向上)

カ 環境対策にも考慮し意識啓発を行いながら省エネルギーの推進を図る。

キ 全学的なコスト意識の向上に取り組む。

### 4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

#### (資産の適正な維持管理)

ア 土地・建物の資産については、適切な維持・管理を行い、常に最も有効な利用状況になるよう努める。

イ 資金管理については、流動的な観点から常に分析調査を行いながら安全性、安定性を考慮し適正に行う。

#### (学内施設の有効活用)

ウ 支障のない限り学内施設を開放し、収益を上げるとともに、学外活動や地域活動での有効活用に供する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

#### (1) 自己点検・評価方法の改善に関する具体的方策

##### (適正な評価体制の充実)

ア 教育、研究、地域貢献及び組織、運営に関して、種々の外部評価を活用しつつ適正な自己点検・評価体制の構築を図る。

イ 自己点検・評価システム並びに評価実施体制の全学的取り組みを行う。

ウ 公平性や透明性が高い評価制度を構築し、教職員の高い志気を維持する。

#### (2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

### (評価結果の収集と管理)

ア 評価結果の収集と管理及び公開について積極的に取り組む。

### (評価結果のフィードバック体制の充実)

イ 評価結果のフィードバック体制を充実し、教員の教育研究の改善、各部局等の運営体制の改善等に活用する。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

### (大学情報の公開)

ア 大学の基本理念、財務状況、中期目標、中期計画、自己点検及び評価の結果等の情報を、広報誌、ホームページ等複数の媒体を利用して公表する。

イ 受験生獲得のため、戦略的、魅力的な広報のあり方についての基本方針を策定する。

ウ 公開講座などの実施により、教育研究成果を公表し、成果の有効活用を図る。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

#### (計画的施設整備)

ア 施設設備の現状を点検調査し、その結果に基づき、既存施設設備の更新、維持・管理や大規模改修、新規施設の建設や、高額機器類の購入について、「(仮称)都留文科大学施設設備計画」に基づき中・長期的視点に立ち、計画的に実施する。

#### (良好な施設設備の提供)

イ 教育研究を行うための良好な施設設備環境を提供することを念頭に、ユニバーサルデザイン、環境に配慮した施設設備の整備を行う。

#### (施設設備の有効活用)

ウ 施設設備の利用状況を定期的に点検し、有効活用のための施策を検討する。

エ 教育研究に支障のない限り学内施設を開放し、収益を得るとともに、学会活動や地域活動等においても有効的に活用する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### (保健管理室機能の充実)

ア 安全・衛生管理を総合的に行うため、保健管理室機能の充実・強化を図る。

イ 学生及び職員を対象とする健康診断の充実等、健康保持増進のための更なる改善や、適切な人材確保(産業医<sup>※17</sup>)に努める。

### (人権のための啓発事業)

ウ 人権侵害の防止をするため、相談啓発、問題解決などに全学的に取り組む体制をさらに整備するとともに、定期的に研修を行う。

### (災害マニュアルの作成)

エ 災害発生時に対応する危機管理マニュアルに基づき平成21年度中に危機管理体制を整備する。

### (情報の保護等)

オ 大学で取り扱う個人情報について、平成21年度中に情報セキュリティ対策を講じる。

### (大学周辺の安全性の確保)

カ 大学施設と隣接する学生の生活環境については、その安全性をキャンパスの一部として考え、整備改善に努める。

## VI 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

### 1 予算

#### (1) 平成21年度～26年度 予算（未定）

[人件費の見積もり]

#### (2) 運営交付金算定ルール

運営費交付金等の額＝標準運営費交付金＋特定運営費交付金＋施設整備費等補助金

##### 1)標準運営費交付金

- ・法人の運営に係る標準的な経費・収入を算定し、その財源不足を補う。
- ・平成21年度は平成19年度決算額を基準として積上げ方式とする。なお、法人化に伴う新規発生経費を積算することとする。
- ・各事業年度の標準運営費交付金は、直近年度の決算額を基準として、毎年度予算編成過程において所要額を精査するものとする。

#### 【基本式】

・標準運営費交付金＝①人件費＋②運営費－③自己収入

①人件費：役職員(役員、教員、職員)に係る給料、報酬、諸手当、事業主負担等の経費

②運営費：人件費以外の教育研究費、一般管理費

③自己収入：授業料、入学検定料、入学料、その他収入

※外部資金研究費収入(奨学寄付金、受託研究費、共同研究費等)については増額確保を促す観点から、法人にインセンティブを働かせる仕組みとして、事業費支弁制度を確立し、運営費交付金と相殺することなく法人の自由使途とする。

##### 2)特定運営費交付金

・標準的な経費で対応できない特定目的の経費である。退職手当、特別研究経費(地域貢献研究推進事業等、新たな教育研究ニーズに対応した特色ある研究を重点的に支援するもの)等、年度の事情により経費が変動する事業の財源に充てるために交付される。毎年度予算要求により所要額を精査する。

##### 3)施設整備費等補助金

- ・法人が所有する施設の整備、大規模改修または災害復旧に要する経費に対する財源を補助する。毎年度予算要求により所要額を精査する。(当該整備に係る臨時的収入分は差し引く)
- ・建物の新設及び用地取得については、予算編成時において設置団体が行うか、法人が行うかその都

度検討し、補助金に含めるか否か決定する。

**2 収支計画** (未定)

**3 資金計画** (未定)

**VII 短期借入金の限度額** (未定)

**1 短期借入金の限度額**

**2 想定される理由**

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

なし

**IX 剰余金の使途**

決算において剰余金が生じた場合は教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

**X 市の規則で定める業務運営に関する事項**

**1 施設及び設備に関する計画**

「(仮称)都留文科大学施設設備計画」により別に定める

**2 積立金の使途**

なし

**3 その他法人の業務運営に関し必要な事項**

なし

## 【用語解説】

### ※1 各種支援プロジェクト

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代 GP)」、「特色ある大学教育支援プログラム(特色 GP)」、「教員養成改革モデル事業」など、都留文科大学の各種取組

#### ①特色ある大学教育支援プログラム(特色 GP)

平成 15 年度から実施された文部科学省の事業である「特色ある大学教育支援プログラム」は、大学教育の改革に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定、公表することにより、それぞれの大学、短期大学が選定された取組を参考に教育の改善・改革を推進していくことを通じて、わが国高等教育の活性化を促進させることを目的とするものである。

#### ②現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代 GP)

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」では、各種審議会からの提言などを踏まえ、社会的要請の強い政策課題(地域活性化への貢献、知的財産関連教育など)に関するテーマを設定し、これに対して各大学、短期大学、高等専門学校が計画している取組の中から、国公私を通じて優れた取組を選び、サポートします。また、選ばれた取組を社会に広く情報提供し、高等教育全体の活性化を促しています

#### ③教員養成改革モデル事業※1-1

### ※1-1 教員養成改革モデル事業

中央教育審議会答申(今後の教員養成・免許制度の在り方について(平成 18 年 7 月))を踏まえ、教職課程の質的水準の向上を図るため、課程認定大学あるいは教育委員会において教員養成改革に資するモデル事業。

### ※2 インターンシップ

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就職体験を行うこと。

### ※3 アドミッションポリシー

大学が受験生に求める、能力、意欲、適性経験などについて、大学の考えをまとめた基本的な方針。

### ※4 オープンキャンパス

入学希望者を対象とした説明会や学校見学会。学校施設を見学してもらいながら、学部・学科の紹介、卒業後の進路、入試情報などについて詳しく説明。

### ※5 学生メッセンジャー

在学生及び卒業生において、地元出身地への都留市の魅力紹介を、メッセンジャーとして委嘱することで情報発信の活性化を図る。

### ※6 ジェンダー研究プログラム

本学では 2005 年度よりジェンダー研究プログラムが開設された。ジェンダー研究では、歴史的に形成された社会的、文化的性としてのジェンダーに注目し、多様な社会や文化の中で、性別役割や両性の関係、社会諸制度や価値・規範などがどのように形づくられてきたのか、その起源や形成過程、変化について探究し、ジェンダー秩序を見直す。階級・身分、障害、年齢、人種、エスニシティ、セクシュアリティなどの多様な問題とジェンダーとの接点を明らかにすることにより、さまざまな社会的

マイノリティ、差別、人権、人間の尊厳について考察する。

※7 シラバス

授業科目、担当教員名、講義目的、講義概要、毎回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、その他履修する上で必要となる要件について記した授業計画こと。

※8 TA (Teaching Assistant)

大学院教育及び学部教育の充実並びに当該学生本人に教育の経験を積ませるため、大学院に在学しながら教育の補助を行う者をいう。

※9 RA (Research Assistant)

大学における研究支援体制の充実、強化並びに若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るため、研究プロジェクト等において大学院修士課程及び博士後期課程に在学しながら研究の補助を行う者をいう。

※10 教員免許更新制

これまで終身免許であった教員免許を10年ごとに課程認定大学等での30時間の講習を課し、修了認定をした上で更新をするというもの。現任教員にも適用し、修了しない場合免許状は失効する。

※11 エクステンション・センター

オープンカレッジ・公開講座・受託講座等を展開することにより、大学の知的財産を地域社会に還元すると同時に、学生にも正規の科目とは別に自由時間を利用して多様な知識や技術を身に付けてもらう事を目的として設立する市民生涯学習の場。

※12 外国語教育研究センター

共通外国語科目の運用およびその内容の充実を目的とする全学的組織。外国語教育の理念／方法に関する各種研究会を開催するとともに、各種教材（オンライン教材を含む）を整備する事により学生に外国語の自習環境を提供する。

※13 認定留学

本学で可能な交換留学や協定校留学以外にも、自分で好きな大学を探して学部留学するもの。留学先で取得した単位を本学で「認定」できる。

※14 FD (ファカルティ・ディベロップメント)

教員がより質の高い教育を提供できるように授業内容・方法の改善を支援し、向上させるための組織的な取組の総称。その内容としては、教育内容・技術や学生の学習評価についての研究会の開催や、教員相互の授業参観による意見交換の実施、新任教員に対する研修会の開催などがある。

※15 学生アシスタント・ティーチャー

教員志望学生の実践教育として、児童・生徒の放課後指導やサポートに当たる学生。

※16 遠隔授業

大学と中学校との交流を継続し、早い時期の教育段階からの「情報モラル」の向上を目指し、知的財産権（知的所有権）の知識を増やし、著作権に対する意識を高め、将来的にも節度ある自主的な創造活動ができるような判断力が身につくことを目的としたスターボードとIPテレビ電話を介した、学生による市内小中学校との遠隔授業。都留市内の地域交流の一環として、本学の情報センターが主体になり、都留市内の小中学校のプラットフォーム（スターボード、IPテレビ電話等）の整備を平成12年度より開始し、さらに平成17年度には本学の「情報メディア演習」の授業内において、学生が作成したデジタルコンテンツを使い、都留第二中学校と遠隔授業を行っている。

※17 産業医

企業等において労働者の健康管理等を行う医師である。労働安全衛生法により、一定規模の事業場には産業医の選任が義務付けられている。

